

JICA 環境社会配慮ガイドライン修正案（2月18日配布）についてのコメント

2004 年 2 月 23 日

（財）自然環境研究センター・臼井俊二

2004 年 2 月 18 日に開催された第 3 回フォローアップ委員会で配布された JICA 環境社会配慮ガイドライン修正案について、ガイドラインを実際に執行する際の留意点に焦点を絞って次の 2 項目についてコメントいたします。

ただし、本コメントは自然環境分野に重点をおいていることに留意してください。

1. スクリーニング様式
2. ガイドライン執行にかかる調査団員の質および団員選考について

1. スクリーニング様式

JICA 内部からの「使いやすい」ものを、という要請から新しいスクリーニング様式が提案されています。本様式そのものについてと、本様式を実際に使用してスクリーニングをすることの 2 点についてコメントいたします。

まず、本様式そのものについて。様式の「項目 7」を見てください。確認事項は「事業対象地域内または周辺域に以下に示す地域がありますか」ということで、「別紙 2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示」の「3. 影響を受けやすい地域」が列挙されています。問題は、別紙 2 の目的は「例を示すこと」であるため、別紙 2 の 3 はすべての影響を受けやすい地域を列挙していない、ことです。この様式では影響を受けやすい地域が漏れてしまう可能性があります。

次に「項目 9」についても雑多なレベルの違う項目が盛り込まれているので、的確な回答を用意することが難しいと考えます。

両項目について、修正を含めた様式の見直しをお願いいたします。

2 点目は様式の運用です。チェックリストになっているので、使用しやすいように見えますが、実際はどうでしょうか。

第 1 回目のスクリーニングは「要請確認段階」で行われますから、この様式を最初に使用するのは JICA 現地事務所、現地日本大使館の方々と予測できます。社会環境、自然環境のことを知らない人がこの様式を「的確に」使えるのでしょうか。また、確認をするときに「YES」「NO」「分からない」の 3 項目が用意されていますが、「分からない」欄にチェックをいれるでしょうか。2003 年 4 月 22 日付けの「環境社会ガイドライン改定委員会への提言」で述べましたように、「分からない」と報告することを嫌う風潮があること

は否めません。「分からない」という情報の重要性の認識が必要です。

このように、第 1 回目（もしくは 2 回目）のスクリーニングでの正確な情報伝達はかなり難しいと思います。情報（質・量）の間違ひは、調査・事業の方向性を誤らせ、それ以降の環境社会配慮を失敗に導く可能性があります。

この様式を的確に運用するためには、現地事務所や各プロジェクト担当部署を支援する（アドバイスをする）部署を JICA 内に設けることが必要、と考えます。JICA の実施体制強化を考えると、ぜひご考慮お願いいたします。

2. ガイドライン執行にかかる調査団員の質および団員選考について

2 月 18 日に配布された「資料 4 石井委員からコメント（FC.3-5）」の提案 4 にありますように、審査諮問機関の質・選考については非常に重要であると認識しています。それと同時に JICA が備上し、実際に現地調査等を行う調査団員の質・選考についてもこれまでに以上に論議されるべき、と考えます。

JICA の実施体制を強化するとき、調査団員を選考するシステムを改訂することがあれば、特に以下の点についてご考慮お願いいたします。

- ① 本格調査団を率いる総括が環境社会配慮についての意識が低い場合、環境社会配慮についての調査・報告にバイアスがかかる可能性がある。

【提案】 カテゴリー A および B の調査団の総括は、環境社会配慮の重要性を正しく認識した人材であることを条件とする。（この基準が抽象的であることは認識しています。この時点でよい提案ができません。申し訳ありません。）

- ② 自然環境調査を実施する団員が自然環境について正しい知識をもっていない場合、的確な環境社会配慮ができない。今までの本格調査報告書等を読むと、自然環境団員が自然環境について知識を持っていない、と考えられる事例がある（報告書に間違いがある）。

【提案】 自然環境担当団員の選考条件は、大学で生態学・自然環境管理等を学んだ者、技術士（自然環境）等、自然環境・保全についての知識・資格を有する者であることを重視する。（この基準についてはさらに考慮する必要があります。）

以上